

2025 年秋期の「レベル 1、レベル 2 用新規受験申請書」は最終頁にあります。
申請書記入の前に下記をお読みください。

A. 受験申請を行うにあたりHPよりダウンロードが必要な書類は次の書類となります。

書類内容	HP のコンテンツ番号	受験申請 提出書類
①新規受験申請書レベル 1 & 2 専用	EA4-1（本紙）	◎
②新規受験申請書レベル 1 & 2 専用 記入要領	EA4-3	
③視力検査証明書 様式 V-1	EA-5	◎
④日程表	SA1-1	
⑤新規試験実施案内	EA2	
⑥新規試験用訓練についての案内	EA3-3	
⑦訓練実施記録及び集計表	EA3-1	◎

その他、HPには次のコンテンツ等もあります。必要に応じて確認してください。

書類内容	HP のコンテンツ番号
⑧資格試験のレベル別概要（内容と時間）と参考文献	GA2
⑨新規受験申請～資格証明書取得までの概要	EA1
⑩UT 実技試験について	EA7
⑪TT 実技試験について	EA10

B. 訓練実施記録について

2015 年秋期試験より試験の制度が変更となり、新規受験申請の際には訓練実施記録が 1 枚で済む場合であっても、**雇用主が証明する『訓練実施記録集計表』の提出（添付）が必要です。（添付がないと書類不備となります。）**訓練については、『訓練実施記録』に記載された訓練内容ごとの訓練時間を『訓練実施記録集計表』に記入する必要があります。『訓練実施記録』が複数枚ある場合は、訓練内容ごとの訓練時間を合計して記入してください。

（1）訓練実施記録集計表につきましては、受験申請に記載された NDT 方法・レベルに合致した訓練実施記録集計表を添付する必要があります。よくお間違えになる例を記載しますのでご注意ください。

例 PD1 の受験申請をしたが、訓練実施記録が PT1 なので訓練実施記録集計表を PT1 で作成し受験申請書に添付した。⇒正しくは、受験申請書 (PD1)、訓練実施記録集計表 (PD1)、訓練実施記録 (PT1) となります。勿論、訓練実施記録 (PD1) があればこちらを添付しても構いません。PT1 の訓練には、PD1 以外の訓練も含まれており、PD1 以外の訓練は集計できないため、訓練時間が不足する可能性がある。

受験申請書 PD 1	訓練実施記録集計表 PT 1	訓練実施記録 PT 1	×
受験申請書 PD 1	訓練実施記録集計表 PD 1	訓練実施記録 PT 1 or PD 1	○

（2）レベル 1 資格非保持者がレベル 2 を受験する場合の注意点

レベル 1 資格非保持者が直接レベル 2 を受験申請する場合には、次の①②両方の書類が必要になります。

①レベル 1 用『訓練実施記録集計表』＋レベル 1 用『訓練実施記録』

②レベル 2 用『訓練実施記録集計表』＋レベル 2 用『訓練実施記録』

レベル 2 用の『訓練実施記録集計表』にレベル 1 の訓練時間を含めた合計時間を纏めて書くことはできません。

※旧様式で作成された『訓練実施記録』で、レベル 1 用の訓練（時間）とレベル 2 用の訓練（時間）をまとめて記録（混在）している場合、その『訓練実施記録』の中でレベル 1 用訓練（時間）とレベル 2 用訓練（時間）が分かるように、蛍光ペン等でレベル分け（例：「黄色い蛍光ペンで囲った訓練はレベル 1 です」と明記する。）をするか、訓練内容欄の余白に当該内容のレベル 1 用訓練とレベル 2 用訓練の内訳時間を明記してください。

C. 提出書類について

受験申請にあたり、次の書類が必要となります。記入要領及び提出書類の詳細は、
(EA4-3) 新規受験申請書レベル1 & 2 専用 記入要領の2頁以降を読んでください。
受験申請書を送る前に次の書類が全て揃っているか
チェックボックスを利用して必ず確認してください。

レベル1 受験者

☐	①新規受験申請書(副) ← 顔写真貼付後の新規受験申請書(正)のコピー
☐	②新規受験申請書(正) (原紙) ← 顔写真を貼付すること。
☐	③申請 NDT・レベル1 の訓練実施記録集計表 (コピー可)
☐	④申請 NDT・レベル1 訓練実施記録 (コピー可)
☐	⑤様式 V-1 (コピー可) [JIS Z 2305:2013「非破壊試験技術者の資格及び認証」に関する視力検査証明書]

※新規受験申請書(正)のコピーを(控)として上記とは別に各自で保管すること。

レベル2 受験者 (レベル1 資格非保持者)

☐	①新規受験申請書(副) ← 顔写真貼付後の新規受験申請書(正)のコピー
☐	②新規受験申請書(正) (原紙) ← 顔写真を貼付すること。
☐	③申請 NDT・レベル1 の訓練実施記録集計表 (コピー可)
☐	④申請 NDT・レベル2 の訓練実施記録集計表 (コピー可)
☐	⑤申請 NDT・レベル1 訓練実施記録 (コピー可)
☐	⑥申請 NDT・レベル2 訓練実施記録 (コピー可)
☐	⑦様式 V-1 (コピー可) [JIS Z 2305:2013「非破壊試験技術者の資格及び認証」に関する視力検査証明書]

※新規受験申請書(正)のコピーを(控)として上記とは別に各自で保管すること。

レベル2 受験者 (レベル1 資格保持者)

☐	①新規受験申請書(副) ← 顔写真貼付後の新規受験申請書(正)のコピー
☐	②新規受験申請書(正) (原紙) ← 顔写真を貼付すること。
☐	③申請 NDT・レベル2 の訓練実施記録集計表 (コピー可)
☐	④申請 NDT・レベル2 訓練実施記録 (コピー可)
☐	⑤様式 V-1 (コピー可) [JIS Z 2305:2013「非破壊試験技術者の資格及び認証」に関する視力検査証明書]
☐	⑥レベル1 資格証明書 (コピー) 例 UT2を受験される方は、UT1の資格証明書。UM1は対象となりません。 MT2を受験される方は、MT1の資格証明書。MY1、ME1、MC1は対象となりません。 PT2を受験される方は、PT1の資格証明書。PD1、PW1は対象となりません。

※新規受験申請書(正)のコピーを(控)として上記とは別に各自で保管すること。

2025 年秋期

JIS Z 2305 非破壊試験技術者資格試験 レベル 1、レベル 2 用 新規受験申請書

①JSNDI 提出用 (原本) ②JSNDI 提出用㊞コピー ③申請者控用㊞コピー

正

副

控

私は、資格試験実施案内＜新規・再試＞に記載された内容に同意し受験申請を行います。

申請書提出日 (西暦) 年 月 日

受験申請者
署名欄

押印

＜写真貼付＞

縦 30mm×横 24mm

6 か月以内に撮影

写真裏面に次を記載
・生年月日
・氏名

顔写真は、次の①～③
全て同一の写真を貼付して
いただきます。
予め同じ写真を計 3 枚用意
してください。
①受験申請書 (本紙)
②受験票 受験票到着後使用
③調査票

太線内へボールペンにて楷書で自筆署名してください。

試験種別	レベル	NDT 方法	一次	二次	実技選択				該当する番号を 丸で囲む
1	0				U T	1 (持込み)	2 (G タイプ)	3 (R タイプ)	
					T T	4 (NEC/Avio)	5 (FLIR)	6 (持込み)	

JSNDI

一般社団法人
日本非破壊検査協会
認証事業本部

訓練開始 (西暦年月日)				訓練終了 (西暦年月日)				合計訓練時間
2	0			2	0			

レベル 2 受験申請者で、今回受験申請する NDT 方法のレベル 1 (現在有効な資格) を保持し、訓練時間の軽減を求める場合は

㊞にレベル 1 資格証明書の認証番号を記入し、資格証明書のコピー (有効期限記載面のみ) を添付すること。

＜例 U T 2 の受験申請者で、訓練時間の軽減を求める場合は、U T 1 の資格証明書が必要となります。(U M 1 は、対象となりません。)＞

㊞	受験申請する NDT 方法のレベル 1 資格証明書の認証番号									
N										

個人コード				性別	生年月日 (西暦年月日)			
P								

フリガナ勤務先名									
勤務先名									
勤務先電話番号									
								業種	

フリガナ受験者氏名							
ローマ字受験者氏名 (NAME)							
受験者氏名 (楷書)				姓			
				名			

書類送付先指定
自宅本人：1
勤務先本人：2
担当者：3

書 類 送 付 先 指 定 住 所	送付先名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
---	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記受験申請者の雇用責任者として、申請内容及び下記①、②の内容を証明します。又、証明にあたり資格試験実施案内＜新規・再試＞に記載された内容に同意します。

①本受験申請書の記入内容の証明

②視力要求 (近方視力・色覚) を満たしていることの証明 (様式 V-1 に基づいて実施し、様式 V-1 原本を保管します。)

雇用責任者氏名と印	印	証明日	年	月	日
勤務先名					
所属部課名・役職					
勤務先住所	〒				
電話番号/FAX 番号	電話番号		FAX 番号		